④　申込期間　平成28年５月10日（火）から平成28年５月12日（木）までの毎日、午前10時から午後４時までの正午から午後１時までの時間を除いた時間。ただし、５月12日（木）においては、正午までとする。郵送による申込みの受領期限は、平成28年５月12日（木）正午必着とする。

⑤　申込先　8⑴に同じ。なお、持参に当たっては、事前に担当課までその旨連絡すること。

作成説明会において、8⑷②に示す図書は配布しない。参加者は持参のこと。

⑵　技術提案書等の提出　技術提案書の作成に当たっては、「説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「説明書」に示す様式により技術提案書及び概算工事費内訳書を提出すること。なお、技術提案書（⑷の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における施工方法として適正であるものとする。

なお、概算工事費内訳書は価格交渉準備の基礎資料とするため提出を求めるものであり、最終技術提案書の評価に用いるものではない。ただし、必要に応じて、技術対話時に内訳書の提出を求める場合がある。

⑶　技術対話　提出された技術提案書及び概算工事費内訳書を踏まえ、技術対話を実施する。

技術対話は、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行う。

技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設ける。また、技術対話を経た改善技術提案に基づく、概算工事費内訳書の金額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、技術対話において提案内容等の改善を求める場合がある。

発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

なお、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となる改善は求めない。

⑷　最終技術提案書等の提出　技術提案書の内容に係る技術対話の結果を反映させた最終技術提案書及び修正概算工事費内訳書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

なお、修正概算工事費内訳書は価格交渉準備の基礎資料とするため提出を求めるものであり、最終技術提案書の評価に用いるものではない。

⑸　最終技術提案書の評価　最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。

①　事業の実施方針
②　工程に関する工夫
③　コスト縮減・コスト管理に関する工夫
④　周辺環境への配慮
⑤　耐久性・維持管理性に関する工夫
⑥　安全管理・品質管理に関する工夫

⑹　「説明書」に定めるところにより、技術提案書等の作成費の一部を支払う。

⑺　優先交渉権者の選定　3⑸による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知する。また、次点以降の者の順位についても決定し、次点以降の者に対して、交渉権者として選定した旨を通知する。

4　基本協定の締結に関する事項　実施設計の契約にあわせて、以下の協定を締結するものとする。

高速大師橋更新事業の実施設計及び価格等交渉に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）

5　実施設計における契約の相手方の決定方式等に関する事項

⑴　実施設計の契約の相手方の決定方法　優先交渉権者は、実施設計見積書を作成し、⑵で指定する期日までに提出すること。提出された見積金額が、実施設計の業務規模として定めた金額の範囲内であった場合に、実施設計の契約の相手方とする。

⑵　実施設計の見積りの日時及び場所

①　日時及び場所　平成28年９月14日（水）午後２時（ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便による実施設計見積書の受領期限は、平成28年９月13日（火）午後４時）、8⑴に示す担当課まで持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。

②　見積りの日時に変更がある場合は、優先交渉権者に通知する。

6　価格等の交渉

⑴　工事契約の締結に向けた価格等の交渉の手続等については、基本協定書による。

⑵　交渉が不成立となった場合の手続等

①　手続　工事費内訳書の総額が、実施設計にて作成した設計成果物の内容を反映して当社が積算した交渉目標価格に対して著しく乖離がある場合で改善の余地がない場合は、価格交渉を不成立とする。

交渉が不成立となった場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者になった旨を通知する。

交渉が不成立となった場合には、次順位の交渉権者に対して、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、４及び5⑴の記載に基づき基本協定書の締結及び実施設計の契約の相手方の決定に係る手続を行うものとする。以降、協議が成立するまで次順位者以降の者とこれと同様の手続を行う。

②　設計成果物の取扱い

ⅰ）発注者及び優先交渉権者との間で価格等の交渉の不成立が確定した場合においても、成立した場合と同様に、実施設計契約に基づく完了検査及び支払を行うものとする。また、その場合において優先交渉権者は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の受注者の設計成果を参考にすることができるものとする。

ⅱ）発注者及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される権利（以下「特許権等」という。）が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて次点以降の交渉権者が当該特許権等（ⅰ）に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、優先交渉権者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

③　配置予定技術者の取扱い　優先交渉権者との価格等の交渉の不成立が確定するまでは相当の時間を要すると想定されるため、次点以降の交渉権者と実施設計の契約を締結する場合は、競争参加資格確認申請書の提出時と同等の資格がある者を配置予定技術者として選定することができるものとする。なお、同等の資格がある者とは、２⑶に示す競争参加資格を有する者に限る。

7　工事における契約の相手方の決定方式等に関する事項　工事の契約の相手方の決定方式等については、基本協定書による。

8　手続等

⑴　担当課　首都高速道路株式会社　神奈川建設局　総務・経理課　〒221―0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目２番４号　電話045―439―0706（ダイヤルイン）

⑵　競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法　平成28年５月９日（月）から平成28年６月３日（金）までの毎日、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成28年５月９日（月）は午後１時以降とする。8⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑶　技術提案書等の提出期間、場所及び方法　平成28年６月13日（月）から平成28年７月22日（金）までの毎日、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。8⑴に示す担当課まで持参すること。

⑷　「説明書」等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成28年５月９日（月）から平成28年６月３日（金）まで

②　「説明書」等のうち、説明書、調査・設計請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、基本協定書（案）、現場説明書及び計画概要書（以下「ダウンロード資料」という。）は、下記サイトより競争参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ―Ｒ又はＤＶＤ―Ｒの配布）により無償で交付するので、8⑴に示す担当課まで申し出ること。

「説明書」等のうち、金額を記載しない設計書、基本条件図書及び特記仕様書は、ＣＤ―Ｒ又はＤＶＤ―Ｒで8⑴に示す担当課において競争参加希望者に無償で直接配布するので、担当課まで申し出ること。受領の際は、ダウンロード資料を入手している旨を証する書類を持参すること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
http://www.shutoko.co.jp/business/bid/